

令和4年版障害者白書の訂正について

令和7年10月
内閣府

令和4年版障害者白書について、掲載内容に誤りがありました。御迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり訂正いたします。

なお、当ホームページに掲載しているPDF版及びHTML版については、修正が反映されております。

正誤表

ページ	32 ページ
該当箇所	TOPICS 発達障害及びその支援等に関する教育・福祉連携による情報提供の工夫（本文1行目）
誤	発達障害者支援法（平成28年6月3日法律第64号）では、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」と明記されている。
正	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）では、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」と明記されている。

※下線部は正誤箇所

ページ	70 ページ
該当箇所	図表3－10 国の機関ごとの障害者の在籍状況 （注2の5行目～）
誤	ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、 <u>2017年</u> 6月2日以降に採用された者又は <u>2017年</u> 6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
正	ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、 <u>2018年</u> 6月2日以降に採用された者又は <u>2018年</u> 6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

※下線部は正誤箇所

ページ	118 ページ
該当箇所	図表4－15 障害年金のあらまし（2022年度）の図中、[2級]の算出式
誤	$\text{②平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1000} \quad \text{被保険者} \left(\begin{array}{l} \text{平成15年} \\ \text{期間の月数} \left(\begin{array}{l} \text{4月以降} \end{array} \right) \end{array} \right)$

×

正	$\textcircled{2} \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \left(\begin{array}{l} \text{平成 15 年} \\ \text{4 月以降} \end{array} \right)$
---	---

※下線部は正誤箇所

ページ	148 ページ
該当箇所	5. 専門職種の養成・確保 (2) 歯科医師（上から 4 行目～）
誤	卒後教育においては、 <u>2020 年 3 月</u> 施行の歯科医師臨床研修制度の改正において、研修歯科医が達成すべき「歯科医師臨床研修の到達目標」について、障害を有する患者への対応を明確化し、歯科医師の資質向上等のための方策を講じている。
正	卒後教育においては、 <u>2021 年 4 月</u> 施行の歯科医師臨床研修制度の改正において、研修歯科医が達成すべき「歯科医師臨床研修の到達目標」について、障害を有する患者への対応を明確化し、歯科医師の資質向上等のための方策を講じている。

※下線部は正誤箇所